



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)






精神障害労災認定基準改定要求署名1万筆提出

追加要請書提出もあわせて 厚労省専門検討会へ

いの健全国センターで取り組んでいる「精神障害の労災認定基準改定にあたっての請願署名」の集約が1万筆となりました。9月9日、前田博史事務局長、岡村やよい次長、東京センターの色部祐副理事長、神奈川センターの鈴木信平事務局長の4人で、署名と追加要請書を提出しました（写真）。

精神障害の労災認定基準専門検討会（以下検討会）は、7月26日までに6回行われています。

2021年度も不支給決定は増加

6月24日に公表された「2021年度の過労死等労災補償状況」でも、精神疾患は労災請求も支給決定数も過去最高。しかし請求増加に対しての決定数はまだまだ少なく、不支給決定とされた被災者が年々増えている状況は変わっていません。いわゆる認定率は約30%です。認定されることの困難さを眼のまえに、請求することを諦めてしまっている人が多くいることが危惧されています。

切実な要請項目

全国センター署名の要請事項は、「1. 発病日の認定については十分な調査をすること、2. 発病後の症状の悪化についての業務起因性を認めること、3. 被災本人を基準に急性・慢性のストレスを総合的に評価すること、4. パワーハラスメントの判断は被災者本人の意見を第一義的に尊重すること、5. 労災認定を担当する職員を大幅に増員すること」の5点です。どの項目も実際に過労死の労災相談にのっている地方センターや過労死を考える家族の会の声を凝縮した内容です。特に「発病後」のストレス（負荷）については、「特別な出来事」（「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時間労働＝160時間」）以外は、調査・評価の対象になりません。また、ハラスメントについても、深刻な事案の相談が多いにも関わらず、加害者はもちろん、同僚等の証言を得ることが難しく、「客観的な裏付けがとれない」として「業務外」にされるケースが見られま



す。本人しかわかりえないリアルな証言を第一義的にとりあげてほしいというのは切実な声なのです。

「特別な出来事」の見直しを

これまでの検討会での検討内容についての追加意見書も同時に提出。「特別な出来事」に「組織的・集団的ハラスメントを追加すること」「極度の長時間労働は160時間ではなく100時間とすること」などを要請しました。（概要次ページ下に掲載）。

長引く新型コロナ感染の影響による長時間労働や特に医療・福祉関係者などの行動制限によるストレス増加など、深刻な状況が続きます。色部さん、鈴木さんからは実際の相談事例に基づく、現行基準の問題点を訴えました。

検討会は、8月の開催はありませんでしたが、年度末にむけて報告書がまとめられていくことになっています。もう一回りの署名へのご協力をお願いします。（全国センター 岡村やよい）

〈今月号の記事〉

単産担当者会議	2面
日弁連「自動車運転手の労働時間と休息時間を考える」	3面
過労死防止学会第8回大会	4面
日本社会医学会特別シンポジウム「戦争と医療」	5面
各地・各団体／私の一冊	6～7面
「現代の奴隷状態」5000万人(ILO 報告)	8面

職場改善に労安活動を位置づけよう

第1回単産労安担当者会議

8月18日、いの健全国センターは職場での労働安全衛生活動の前進をはかるため、第1回単産労安担当者会議を開催しました。今回は、①コロナ禍の単産（職場）の労働安全衛生活動、②今後の労働安全衛生活動の後継者育成、③単産大会方針における労安活動の記述、について、事前アンケートに基づいた報告と意見交換を行いました。出席者は検数労連、生協労連、自治労連、民放労連、新聞労連、JMITUの6単産6人と全国センター4人の計10人でした（写真）。

共通する課題が浮き彫りに

参加した単産からは、「コロナ禍で自粛していた職場巡視を再開した。放射線量測定業務や積み込みに携わる労働者の健康診断を実現した」（検数労連）、「労安セミナーをコロナ禍でも継続開催しながら、一昨年からテーマ別のオンライン講座も実施している。カスタマーハラスメントのアンケートを実施し、ガイドラインの作成を行っている」（生協労連）、「労安にかかわる統一要求の整理や労安の基本的な学習をおこなっている」（JMITU）などが報告されました。

自治労連の佐賀達也氏からはコロナ労災（公務災害）の一例として、「保育所の感染が大きく広がっているのに対し、保育士の申請は6件のみ」との報告がされました。これは当初、特別休暇で対応すればいいだろうとの判断があったことと、地方公共団体における公務災害は個人申請で、当局が公務災害申請のための必要な情報を出しておらず、いわゆる「労災隠し」をしていることが原因ではないかと指摘しています。これは罹患後症状（コロナ後遺症）への補償にもかかわってくることから、傷病報告書



をきちんと出させる要求運動が必要であり、また補償の問題と対策の問題（使用者の安全配慮義務）の両面から追求していく必要がある、との指摘がありました。

第3回カレッジに向けて

労安活動の後継者育成を目指した第3回カレッジに向けては、「順法闘争だけではなく、職場改善の方向性を自らつくっていくことができるようなメニューにできれば」との要望が出されました。共通する単産の課題として、「長時間過重労働の改善やインターバル制度」「職場コミュニケーション」などがあげられました。また転倒など、労災の高年齢化がすすんでおり、厚生労働省も2020年3月「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を公表していることとあわせて、高年齢労働者の働き方とそれに対応した労安の取り組み、日常の組合活動を労安活動に結び付けるためにも、改めて職場の労安活動の重要性を学ぶことなどが議論され、今回若干参加者は少なかったものの、とても旺盛な議論となりました。

（全国センター 清岡弘一）

いの健全国センター「精神障害労災認定基準」追加要求（概要）～第6回までの検討会議論を踏まえて

1. 「基準となる労働者＝同一労働者」について

私たちの基本とする考え方は「被災者本人を基準にストレス評価をすること」であるが、多様な人が働く現在、少なくとも「障害者枠」や「新人」など脆弱性の高い労働者については、総合評価をする際に充分考慮すること。

2. 評価表の「特別な出来事」について

1) 「心理的負荷が強度のもの」の「心理的負荷を『強』とするもの」について『組織的・集団的』なハラスメントを受けた」を追加すること。

2) 「極度の長時間労働」について

「発症直前の1か月概ね160時間を超えるような…」を「…1か月100時間を超えるような…」とすること。

3. 評価表の「項目の統合」について

現行よりも抽象的になる項目もあり、申請者にとっても、担当官にとってもイメージしにくくなる。項目ごとの「総合評価の視点」に示されている具体例が減少することも危惧している。安易な「統合」には反対する。（全文はいの健全国センターHP参照）

過労死が多い自動車運転者のいのちを守るために休息時間の延長を 日本弁護士連合会主催シンポジウムより

9月7日に開催された「シンポジウム 自動車運転者の労働実態と休息時間（勤務間インターバル）のあり方について考える」（ウェビナー；主催＝日本弁護士連合会）の報告です。

（全国センター 宮沢さかえ）

基調講演：労働時間の上限規制と労働力の確保

山縣宏寿・専修大学経済学部准教授

4つの問題点を挙げる、①現在の勤務時間上限規制は過労死認定基準と同等の労働時間を許容している点で規制の機能として脆弱、②2024年から適用される「自動車運転業務における上限規制」はさらに長時間労働上限規制を緩和する性格が認められる、③規制緩和が労働力確保に傾注すると中長期的には悪化を招く、④力関係＝大企業と中小企業・下請けなど力関係・交渉力の差を社会的に是正する仕組みの強化が必要。

特別報告：休息時間変更案に喜べないトラックドライバーの特性

橋本愛喜・元トラックドライバー/ライター

自分もトラック運転者をした経験から人のいのちを奪いかねない労働から解放される時間として、8時間では食事・買い物・睡眠を取るには足りない。トラック運転者の3大問題は長時間労働（車中泊なども含む）・低賃金（過当競争による賃金低下・無償の付帯作業）・人手不足（高齢化・過酷な労働状況）。休息時間の延長・長時間労働を改めることと合わせて、生活できる賃金保障が必須。

パネルディスカッション

§バス・タクシー運手者の実情

菊池和彦・全国自動車交通労働組合総連合会書記長

バス（路線）＝2002年の規制緩和で過当競争になり、合理化で大手バス会社は分割・子会社化を進め、労働者の賃金を大幅に下げた。現在、運転手が不足し、子会社を元に戻す例も出てきている。現行休息時間8時間で組まれている状態は危険。通勤時間・生活時間を除くと睡眠時間は短く、運転に支障をきたしている。

同（観光）＝規制緩和で旅行業者に有利になった。安い運賃でもあとのことを考えると仕事を引き受けざるを得なくなった。重大事故が起きて国土交通省が是正勧告を行っているが、基本的な力関係は変わっていない。観光会社へのキックバックがあり、収入減で賃金に影響する。

タクシー＝規制緩和（自由参入・台数増加）の影



響を受け、賃金が下がり、過酷な労働条件につながっている。結果、客は増えずタクシー運転者は高齢化している。賃金が歩合制になり、割増賃金が適正に支払われない状況も起きている。

自動車運転者の過労死が異常に多く、健康を維持できる労働時間を守った上で暮らしていける賃金が保障されるようにしなければならない。

§トラック運転者の実態と労働政策審議会での議論 鈴木正明・全日本建設交運一般労働組合全国トラック部会長

2001年に、「1運行＝144時間」「6日間出放し」運行が認められ、03年には営業区域が廃止されて、日本中どこでも自宅や会社に帰らなくても運行ができるようになりました。「せめて3日に1度は家に帰りたい」の声は切実です。

サービスエリアなどに、駐車しての睡眠では疲労は取れない。法令を守っているのは商売にならない。低賃金・長時間労働では決して魅力的な産業とは言えず、人手不足が深刻化・高齢化している。建交労では罰則規定を含めた規制強化を求めてきたが、荷主サイドに立った見直し案が進行している。

全産業で最も多い過労死を減らす内容になっていない。会社の支配下ではなく、全くの自由時間であるべき休息時間の確保、「荷主に仕事をさせてもらっている」という意識を変えることが必要と思う。

閉会あいさつ

松田恵子弁護士

消費者として、全国から運ばれてくる商品について無関心だった。物流にかかるコストの負担についても考え直す必要がある。自動車運転者の労働環境を改善すべきで、その一歩として十分な休息時間を確保すべきである。

日本の長時間労働の構造的な典型としてとらえ、取り組んでいきたい。

新型コロナ禍の長時間労働と過労死問題

過労死防止学会 第8回大会

9月10—11日、京都・龍谷大学響都ホールにて、第8回過労死防止学会が開催されました。大会のテーマは「新型コロナ禍の長時間労働と過労死問題」。2つの共同シンポジウムと6つの分科会が行われました。

過労死・過労自殺の現状と課題-共通シンポ1

共同シンポジウム1は「過労死・過労自殺の現状と課題」をテーマに行われました。このシンポジウムは、「過労死防止」という様々な分野から総合的に検討することが必要とされるテーマについて、多角的に考えることとし、関係学会から報告者を得て実現しました。

報告者は、「過労死・過労自殺対策における産業保健活動の今日的課題」(産業医科大学・江口尚教授)、「過労死・過労自殺と関連する個人や社会の要因」(大阪公立大学大学院医学研究科神経精神医学・井上幸紀教授)、「過労死・過労自殺の現状といま求められる働き方改革～学校職場から考える」(茨城大学人文社会科学部・清山玲教授)の4人が行いました。江口氏は産業医の立場から産業保健活動について事業者にとっての「負担」とみなされていないか、中小企業における面接指導などの課題を提起しました。井上氏はIT化、生活・労働環境の変化などで精神科医が職場の安全衛生活動に求められるようになったとし、コロナ禍での在宅ワーク時の留意点などを説明しました。

また、いの健東京センターの色部祐副理事長が「労災申請の取り組みに関わる問題点」として、精神障害の労災認定基準の問題点などを発言しました。

COVID19災禍と長時間労働

2日目に行われた共通論題(シンポ)は、



「COVID19災禍と長時間労働」をテーマに行われました(写真)。「コロナ禍と女性労働～問われる『見えない過労』対策」(ジャーナリスト・和光大学・竹信三恵子名誉教授)、「新型コロナ禍での自治体職員の労働実態と課題」(江東区職員労働組合・山本民子執行委員長)、「コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態」(ユニオン出版ネッツ・杉村和美副委員長)、「コロナ禍での医師労働の諸相と働き方改革」(京都保健会理事長/京都大学医学部・吉中丈志臨床教授)が報告を行いました。

竹信氏は、「コロナは女性非正規の大量雇用喪失とケア的なエッセンシャルワーカーの過酷な労働ともに「女性が担ってきた労働の軽視による『見えない過労』を可視化した」「有償労働」「無償労働」の二重の負担による緩慢な過労状態にも光を当て政策課題とすべき」と指摘。また、山本氏は、コロナ禍での保健師の過酷な働き方を報告。感染者の急増により迫られる「いのちのトリアージ」、他部署から夕方から支援に入るダブルワーク状態。「3年も続く青天井の仕事は、保健師の使命感につけこんだやりがい搾取ではないか」と訴えました。

分科会は労働行政の問題点、文化・芸能従事者のハラスメント、海外勤務者と過労死、航空労働者の過労死予防などのテーマで行われ、活発な論議が繰り広げられました。(編集部)

季 働くものの
刊 いのちと健康

夏号
2022—8
No.93

緊急座談会 働くものと戦争

巻頭言 いの健全国センター理事長 埴田和史
働くものと戦争 ～職場の民主主義は戦争を止める力に
全国教職員組合・梶谷陽子/JMITU・川口英晴/全労連・黒澤幸一
／都留文科大学名誉教授・後藤道夫/いの健全国センター・埴田和史
司会 いの健全国センター・田村昭彦

特集 今、「職場の安全」を考えよう

大丈夫?! 「今後の化学物質管理のあり方について」考えようー
第2回季刊誌読者サロンより
愛知学泉短期大学 久永直美/化学一般三理化工業支部 田中康弘/
大阪社会医学研究所 中村賢治/全労働省労働組合 森崎 巖

職場の安全衛生管理における自主的規制の危うさ

全労働省労働組合 南 和樹
国民の安全・安心と独立行政法人 弁護士 尾林芳匡
医療の安全性と医療労働者の健康

日本医療労働組合連合会 佐々木悦子
生協労連「在宅ワークガイドライン」

全国生協労働組合連合会 渡邊一博
「安全のプロとしての任務を遂行したい」客室乗務員に休憩を!

ジャパンキャビンクルーユニオン(JCU) 木谷憲子
「トラック運転者」の過労死等防止に向けて

全日本建設交通一般労働組合(建交労) 鈴木正明
「港湾の安全問題と全港湾阪神支部の取り組み」

全日本港湾労働組合阪神支部 入江友規

Essay

先哲の教えに学ぶ-戦争をなくすために
いの健全国センター 弁護士 今村幸次郎

戦争と医学・医療～過去から学び未来につなげるために

〇〇〇〇〇〇〇 第63回日本社会医学会 市民公開特別シンポジウム 〇〇〇〇〇〇〇

8月27—28日、名古屋大学鶴舞キャンパスでおこなわれた第63回日本社会医学会総会の企画として、市民公開特別シンポジウム「戦争と医学・医療～過去から学び未来につなげるために」が開催されました（写真）。

開会にあたり、座長のびわこりハビテーション専門職大学の埤田和史教授と北海道立天売診療所の大野義一郎医師から企画の趣旨について、「社会医学を学び研究するものが戦争にどう向き合うのかを共に考えよう」と呼びかけられました。

ウクライナ問題や改憲論議が活発化する今年、日本医学会創立120年シンポジウムで初めて731部隊など過去の過ちに言及する動きもありました。

3人のシンポジストの発言を紹介します。

日本医学会120周年記念誌編纂で考えたこと

岸 玲子（北海道大学環境健康科学健康教育センター特別招へい教授）

私は日本医学会120周年誌編纂の第3部「社会とともに歩んだ日本の医学の歴史と日本医学」を担当し、これまでなかった日本全体の医学医療発展を歴史的文脈の中で、医学会の活動を顧みる貴重な機会として取り組んできました。歴史の中から何を学んでいかなければならないのかを日本と世界の現代史を踏まえて国際的な評価に耐えうるものをめざしました。例えば真珠湾攻撃の前から毒ガスが広島県・大久野島で製造され中国大陸で使用されています。第二次世界大戦全体では、日本の犠牲者が310万人、中国1321万人、それらを除くアジア太平洋諸国で912万人に上る犠牲者がいたと報告されています。その重みを歴史的に把握して書くことが必要でした。優生保護法をめぐる倫理問題、ハンセン病、水俣病等社会と医学の問題はつきることがありませんが、22章にまとめ執筆者を決めました。記念誌は日本医学会のHPから見ることができます。（https://jams.med.or.jp/jams120th/images/memorial_full.pdf）

「戦争と日本の医学医療」に関する調査研究と「戦争と医の倫理」の検証を進める運動

西山勝夫（滋賀医科大学名誉教授）

日本の侵略戦争・大東亜戦争への日本産業衛生学会の加担について1998年の日本社会医学会での発表を以来、日本の医学医療の戦争加担の共同研究を進めてきました。その過程で日本の医学医療界を代



表する日本医学会や日本医師会の自省の必要性が明らかになってきました。その意味で日本医学会創立120記念誌に拙稿「毒瓦斯問題と軍陣医学分科会」が掲載され、記念シンポジウムで731部隊の人体実験について過去の過ちから学び、将来にわたって倫理的な状況が再び起こることのないよう（略）時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する」という見解が示されたことは重要です。画期的な前進をいかしていかなければなりません。

戦争準備の時代における石原 修、「女工と結核」の意義 柴田英治（四日市看護医療大学）

石原修は、1913年に「女工と結核」を国家医学会で発表しました。当時、繊維業は国の基幹産業と位置づけられ農村部から大量に労働力が投入。宿舎に泊まり込み二交代制の過酷な作業とずさんな衛生管理は結核の感染を引き起こし、働けなくなって故郷に帰った労働者が農村部で感染を拡げるといった状況がありました。石原の発表が後押しすることになり、長く棚上げされていた工場法の施行につながりました。しかし、発表は所属していた農商務省の許可を得ていなかったため、石原は農商務省を離れざるを得なくなり、1931年には大阪帝国大学教授になりましたが、戦禍が拡大し政府に批判的なあらゆる言説に対して弾圧の手が及び寄る状況の中で、1933年休職となりました。石原の偉業を学ぶとともに、社会全体が戦争にむかうときに社会医学が時の政府・軍部と軋轢を生んだ歴史も知っておかなければなりません。

最後に埤田座長が「戦争前夜に人権侵害を見逃さずにいくことがとても重要だと発信し続けていこう」とまとめの発言を行いました。（編集部）

各地・各団体のとりくみ

京 都

「しんどい時に休める」仕事と体制を
第24回定期総会

8月31日、京都センターの第24回定期総会を開催しました。総会の冒頭、自由法曹団京都支部の毛利崇弁護士（京都センター副理事長）が記念講演「労働法制をめぐる動向と今後の闘い」。毛利先生は、岸田政権の労働政策を批判したのち、「パワハラ防止措置」の義務化、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正、賃金債権の時効当面3年延長を説明し、裁量労働制の問題点についても警鐘を鳴らしました。河本一成理事長（京都民医連、あさくら診療所所長）は自らがコロナに感染した経験を話し、「しんどいときは休もう」「休めるような仕事と体制を」と強調し、「人間らしく働くことができる社会をつくろう」と呼びかけられました。

新谷一男事務局長が議案提案を行い、討論では3人が発言しました（写真）。京都市職労の上野さんは「保健所職員の長時間労働改善の闘い」について報告。コロナ禍で、過労死と隣り合わせ、死ぬか辞めるかの極めて深刻な状況となっていることを告発。そして京都市職労、京都府職労連、大阪府職労は、労基法33条で、自治体に働く労働者は「災害



その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」、「公務のために臨時の必要がある場合」には、時間外・休日労働をさせることができるとなっていることを、少しでも改善しようと「いのちを守る33（さんさん）キャンペーン」にとりくみ、署名を集め、国会議員ロビイングや厚労大臣・政務官との懇談などを行ってきたと報告しました。京建労の松原さんはアスベスト裁判の現状とアスベスト京都の会の活動を報告。アスベスト飛散防止の京都府民向けリーフレットを作成中で、近くお披露目を行うということでした。

総会でこの11年間事務局長を担ってきた新谷一男氏から岩橋祐治氏（京都総評顧問、前いの健全全国センター事務局長）に交代しました。

（京都センター 岩橋祐治）

東 京

困難な中でもいのちと健康を守る取り組みを
第19回総会

働くもののいのちと健康を守る東京センターの第19回総会が7月30日、会場のラパスホールに28人、リモート参加14人で開催されました。コロナ禍の厳しい環境下でしたが、予防対策を講じて実施しました。（写真）。

天笠崇理事長の開会あいさつでは、「本総会がウクライナ侵攻、安倍元首相の殺害、終息の見通しのないコロナの第7波など歴史的な情勢の中で開催されており、そのなかで1年の取り組みの到達を共有し、今後の方針と新役員を決める総会です。働く者をないがしろにする勢力とそれに対抗し、命と健康を守る勢力とのつばぜりあいの中です。働く者とはまじめに生き働いている人たちが総体を指すということで、私たちの取り組みはそうした内容です。事務局の「若返り」がテーマになってきたが、人生100年の時代を考えると事務局の「育成」へと重点を切り替えていくことが必要」とのZOOMを通しての熱いメッセージでした。記念講演は玉木一成過労死弁護団全国連絡会幹事長から脳・心臓疾患の認定基



準の改定のポイント点を豊富な資料を引用しながらの講義でした。十分とは言えないが、私たちの要求が一定程度反映した新認定基準であること、引き続き「精神障害の労災認定基準」の改定への決意を固める内容でした。

その後、休憩を挟んで総会の議事にはいり、議案の報告後に8人の参加者（登壇者は10人）の発言がありました。コロナ禍の職場の厳しい状況とその中で取り組みの前進、アスベスト裁判の到達点と今後の課題、回を重ねて広がるフードバンクの取り組み、電機産業での大リストラと反撃の闘い、裁判支援の訴え、過労死家族からの訴えなど豊かな内容の討論でした。議案を全会一致で確認、新たな役員体制を選出し終了しました。（東京センター 色部 祐）

各地・各団体のとりくみ

労働法
制中連ストライキで交渉力のアップを
第5回労働・生活相談スキルアップ講座

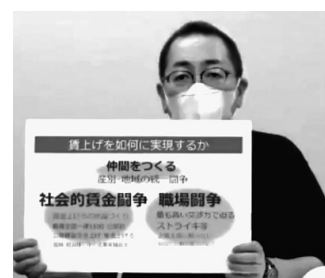
8月23日、労働法制中央連絡会主催で第5回労働・生活相談スキルアップ講座「ストライキ!」が開催されました。これは、かつて日本経済の強みともみなされた協調的労使関係への疑問や、ストライキ（以下、「スト」）による労働組合の交渉力アップに関心が高まっていることをふまえて開催されたものです。黒澤幸一全労連事務局長の挨拶の後、三木陵一JMITU委員長による基調報告があり、その後スト権確立や実行に取り組む単産・単組や公務労組から方針や実践を報告しました。

三木委員長は、労働者は労働組合のない時代からストでたたかっており、むしろ自然発生的・一時的なストから、恒常的な団結の形態として労働組合が生まれたという歴史に触れました。ストには組合員を元気にし団結を強める意味があるとし、一日に各職場を回るJMITUのリレーストを紹介しました。

生協労組おかやまの内田和隆書記長は、消費者運動体の性格から、ストを忌避する意識が組合員に強かったが、2018年頃から社会に見えるストを本気で行う方向に転換したと述べました。職場は「もっと効果的なストがあるのでは」など建設的反応に変わり、前進回答も引き出せるようになったと言います。

福祉保育労の澤村直書記長は、ストの理解を図る論議を各地方、職場・分会で徹底して深めてきたこ

とを紹介しました。要求が実現しないと離職が続く一層利用者に迷惑がかかると、組合員も徐々に納得します。経営者や利用者、家族に理解を得るための行動を通じ、組合員は自分の言葉で要求を語れるようになりました。



挨拶する黒澤幸一事務局長

全労連・全国一般東京地本PUC分会（東京水道）からは角井晃書記長が発言しました。物価高が続く中20年ベアなしはあり得ないとして、2022年6月9日に45分の時限ストを行い、約250人の組合員中160人程が参加しました。スト後には、なんと組合員が50人も増えたと言います。

自治労連の長坂圭造副委員長は、公務員はスト権がはく奪されているが、自治労連はスト権を含む批准投票を行っていると言いました。スト権はいざとなれば処分されようともストを行うとの覚悟を示すバロメーターであり、そもそも公務員のストを禁じている地方公務員法は憲法に反すると指摘しました。

ストには、組合内の団結を強め、要求への確信を高め、使用者側への交渉力を高める力があることを参加者が共有し、スト権確立・スト実施に踏み出したいと感じさせる元気の出る講座となりました。

(全労連 霜田菜津実)

私の一冊 ②1

全国商工団体連合会 宇野 力

『権利のための闘争』

本書は「書名に聞き覚えはあるが、読んだことはない本のランキング」があれば上位に食い込むのでは、と思いますが、私にとっては忘れられない1冊です。

本書は「権利=法(レヒト)の目標は平和であり、そのための手段は闘争である。権利=法が不法による侵害を予想してこれに対抗しなければならないかぎり一世界が滅びるまでその必要はなくなるのではない」だが権利=法にとって闘争が必要になることはない」という言葉で始まります。それまで「権利はあらかじめ与えられているもの。憲法第11条もそう言っている」と考えていた私は、この冒頭の数行に大きな衝撃を受けました。本書は続けて「権利=法は不断の行動である国家権力の行動であるにとどまらず国民全体の行動である」と主張します。憲法の字面だけを追うと、第12条や第97条は、第11条と相反するようにも見えますが、第11条を実践(主張)

するためには、それらの規定(概念)が不可欠なものになるのだと思います。

一方で本書は、普通に生きている人に向かって「権利は闘争であると言ってみてもわかってももらえるはずはない」と切り捨てています。確かに「権利は闘争である」ということを多くの人に理解してもらうことは難しいことですが、1人でも多くの人に「権利のための闘争」に参加してもらわなければ世の中が良くなることはないとも思います。

シェイクスピアの「ヴェニスの商人」を痛烈に批判している部分は、本書のもう一つの見どころかもしれません。

イエーリング著
岩波文庫

インフォメーション

貧困を背景に「現代の奴隷」状態が5000万人 ILO 報告書

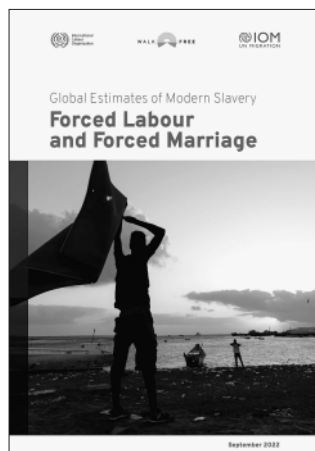
ILO、国際人権団体ウォークフリー、国際移住機関 (IOM) は、9月12日、強制労働と強制結婚についての報告書「現代奴隷制の世界推計」を発表しました。報告書では、2021年時点で世界で5千万人が「現代奴隷」として生活し、そのうち2800万人が強制労働を課せられ、2200万人が強制結婚の常態にあることがわかりました。前回、2017年9月に発表した世界推計 (2016年時点) と比べ、現代奴隷常態にある人は1千万人以上増加し、女性と子どもは依然として不均衡なほどぜい弱な状況におかれていることが明らかになりました。

現代奴隷制は、世界のほぼすべての国で発生しており、民族、文化、宗教に関係なくみられます。強制労働では半数 (52%) が、強制結婚では4分の1が、高中所得国または高所得国で起きています。

強制労働

強制労働の大部分 (86%) は民間部門で発生しています。商業的性的搾取を除く強制労働は強制労働全体の63%を、商業的性的搾取の強要は23%を占めます。商業的性的搾取を強要されている人のうち、およそ5人のうち4人は女性が少女です。

強制労働を課されている人のおよそ8人に1人が子ども (330万人) で、そのうち半数以上が商業的性的搾取を強要されています。



強制結婚

推計によれば2021年のある時点で2200万人が強制結婚の状態与生活していたと推計されます。2016年の世界推計から660万人増加したことになります。特に16歳以下の子どもがまきこまれる強制結婚の実際の発生率は、今回の推計値をはるかに上回るとみられます。子どもは結婚に法的に同意できないため、児童婚は強制婚とみなされます。

ぜい弱な移民労働者

移民労働者は、非移民の成人労働者に比べ、強制労働を課せられる可能性が3倍以上高いことがわかりました。労働力移動は個人や家庭、コミュニティ、社会に対して概ねプラスの影響を与えますが、規制を伴わない、もしくはぜい弱なガバナンスの下で行われる移動、あるいは公平性を欠き、倫理に反する採用慣行のため、移民が強制労働や人身取引に対してぜい弱な立場にあることがわかりました。

新型コロナウイルスの影響

報告書では、新型コロナウイルスのパンデミック、武力紛争、気候変動などの危機でより多くの人が極度の貧困状態に陥り、移住を余儀なくされていることが状況を悪化させているとしています。

ILOのガイ・ライダー事務局長は、「状況が改善していないことは衝撃的です。基本的人権の根本的な侵害が続くことはいかなることがあっても正当化できません。国際基準は強固な基盤になります。労働組合、使用者団体、市民社会、市井の人々すべての人が重要な役割を担っています」と語っています。

季刊誌「働くものの健康」 第3回読者サロン (リモート)

テーマ 「労働者と戦争」を考える

日時: 10月22日 (土) 13:00~15:00
報告: 「戦争と医療・医学」: 大野義一朗医師
「デュアルユースを考える」: 依頼中
各単産からの報告。
*申し込みは info@inoken.gr.jp まで

第32回人間らしく働くための九州セミナー 基本コンセプト 「病気や障がいと労働」

日時: 10月29日 (土) 13:00~30日 (日) 12:00
記念講演「病気は社会が引き起こす」
講師: 木村 友氏 (医師)

シンポジウム 病気や障がいのケアと就労
YouTube 配信 / 参加費無料 / 事前登録必須
申し込み: <http://www.kyusemi.jp/>
10月17日締め切り